

審査基準（公表用）

様式第3号
 所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令		法令番号	昭和36年政令第11号	
手続名	薬局開設の許可証の再交付		根拠条項	第2条の4第1項	
審査基準	許可証を破り、汚し、又は失った薬局開設者から許可証の再交付の申請があったときは、許可証を再交付する。				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
		標準処理期間		10日	目次
		標準経由期間		日	
52の2					